

# Business Partner office NEWS

## 法改正ニュース①

— 雇用保険基本手当日額等の変更 —

(平成 29 年 8 月 1 日～)

### ①基本手当(失業手当)日額の上限額・下限額

【上限額】

離職時の年齢	変更前	変更後
29 歳以下	6,370 円	6,710 円
30～44 歳	7,075 円	7,455 円
45～59 歳	7,775 円	8,205 円
60～64 歳	6,687 円	7,042 円

【下限額】

変更前	変更後
1,832 円	1,976 円

### ②高年齢雇用継続給付の支給限度額

変更前	変更後
339,560 円	357,864 円

### ③60 歳到達時等の賃金月額の上限額・下限額

	変更前	変更後
上限額	445,800 円	469,500 円
下限額	68,700 円	74,100 円

### ④育児休業給付の支給限度額

支給率	変更前	変更後
67%	284,415 円	299,691 円
50%	212,250 円	223,650 円

### ⑤介護休業給付の支給限度額

【平成 29 年 8 月 1 日以降に休業開始】

変更前	変更後
312,555 円	329,841 円

## 大阪府最低賃金の引上げについて

大阪府最低賃金審議会より、大阪府最低賃金の引上げ(現行時間額 883 円から 26 円引上げ、**時間額 909 円**・9 月 30 日より)の答申がありました。正式な確定額・時期は後日お知らせしますが、例年ほぼ答申通りの額・時期の決定となりますので、現行賃金見直しのご準備をお願いします。



2017 年  
9 月号



## 法改正ニュース②

— 障害者の法定雇用率引き上げ —

(平成 30 年 4 月 1 日～)

事業主区分	法定雇用率	
	現行	H30.4.1 以降
民間企業	2.0%⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%⇒	2.5%
都道府県の教育委員会	2.2%⇒	2.4%

\* 対象となる事業主の範囲が従業員 45.5 人以上に広がり、以下の義務があります。

- ・ 毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークへ報告
- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

※平成 33 年 4 月までには、更に 0.1%引き上げとなり(民間企業で 2.3%)、対象となる事業主の範囲は従業員 43.5 人以上に広がります。

## 最近のニュースから

### 未払い賃金の時効「2 年」見直しの議論開始

労働者が未払い賃金を請求できる権利が消滅する時効(消滅時効)について、現行の「2 年」という規定の見直しに向けた議論が厚生労働省の労働政策審議会で始まった。金銭の支払いを請求できる期限を「原則 5 年」に統一する改正民法が 5 月に成立したことを受けたもの。

### 公的年金 70 歳以降受給開始の選択案を検討

公的年金の受給開始年齢を 70 歳より後にできる案が検討されている内閣府の有識者検討会が、約 5 年ごとに改定されている高齢社会対策大綱の改定案に盛り込む検討を開始した。政府は年内に大綱を決定する。現在、年金の受給開始年齢は原則 65 歳からで、60～70 歳の間での選択も可能となっている。